

# 指導資料

鹿児島県総合教育センター  
令和5年4月発行

# 生徒指導 第83号

対象  
校種

小学校 中学校  
義務教育学校 高等学校  
特別支援学校



## 学校・教職員等における児童虐待への対応 －児童虐待対応の在り方を理解する・実践する－

- ◆ 学校・教職員等が児童虐待に係る法令の趣旨や正確な知識、適切な対応の在り方を理解することにより、児童虐待と疑われる児童生徒への対応に迷いなく臨むことができる。
  - ◆ 学校・教職員等が児童虐待対応に係る専門家や関係機関と連携・協働するための体制構築を図ることにより、児童生徒の安全・安心な環境づくりにつながる。
- #児童虐待防止法 #未然防止, 早期発見・対応 (通告) #専門家や関係機関との連携・協働

### 1 児童虐待の現状

「令和3年度児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」(厚生労働省 令和4年9月)(表1)によると、相談対応件数は、207,659件(対前年度比+1.3%)で過去最多となった。主な増加要因として、「心理的虐待の相談対応件数が増加したこと」、「相談窓口の普及等により家族親戚や近隣知人、児童本人等からの通告が増加したこと」が挙げられる。相談内容別件数では、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトの割合が多い。また、相談経路別件数では、警察等(49.7%)、近隣知人(13.5%)、家族親戚(8.4%)、学校(6.7%)等となっている。

表1 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移  
【単位:件(%) ※R3は速報値】

年度	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
R1	49,240 (25.4)	33,345 (17.2)	2,077 (1.1)	109,118 (56.3)	193,780 (100.0)
R2	50,035 (24.4)	31,430 (15.3)	2,245 (1.1)	121,334 (59.2)	205,044 (100.0)
R3	49,238 (23.7)	31,452 (15.1)	2,247 (1.1)	124,722 (60.1)	207,659 (100.0)

児童虐待は、家族の構造的な問題等を背景として起きており、児童生徒の心身の成長・発達、情緒・行動面、人格形成等に重大な影

響を与える。最悪の場合、死に至らしめる事例も少なくない。そのため、児童虐待防止法では、学校・教職員等は、児童虐待を可能な限り早く発見して、速やかに児童相談所又は市町村(虐待対応担当課)(以下、児童相談所等という。)に通告し、福祉や警察等の関係機関と適切に連携・協働して対応することを求めている(図1)。

- 虐待の早期発見に努めること【第5条第1項】
- 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと【第5条第2項】
- 虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること【第5条第5項】
- 虐待を受けたと思われる子供について、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)へ通告すること【第6条】
- 児童相談所や市町村(虐待対応担当課)などから虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができること【第13条の4】

図1 児童虐待防止法における学校・教職員等の主な役割・責務

### 2 通告までの対応

#### (1) 校内における対応の基本的姿勢

児童虐待対応において、日常的に児童生徒に接し、その生命や安全を守る立場にある学校・教職員等の役割は極めて大きい。

児童虐待と疑われる児童生徒(以下、当該児童生徒という。)を発見した際に、児童相

談所等に速やかに通告する体制を整えること、スクールカウンセラー（以下、SCという。）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）を含む校内の組織的なアセスメントに基づく当該児童生徒支援や保護者対応を行うこと、児童相談所等や警察と連携・協働することが当該児童生徒の実効性ある自立支援につながる（図2）。

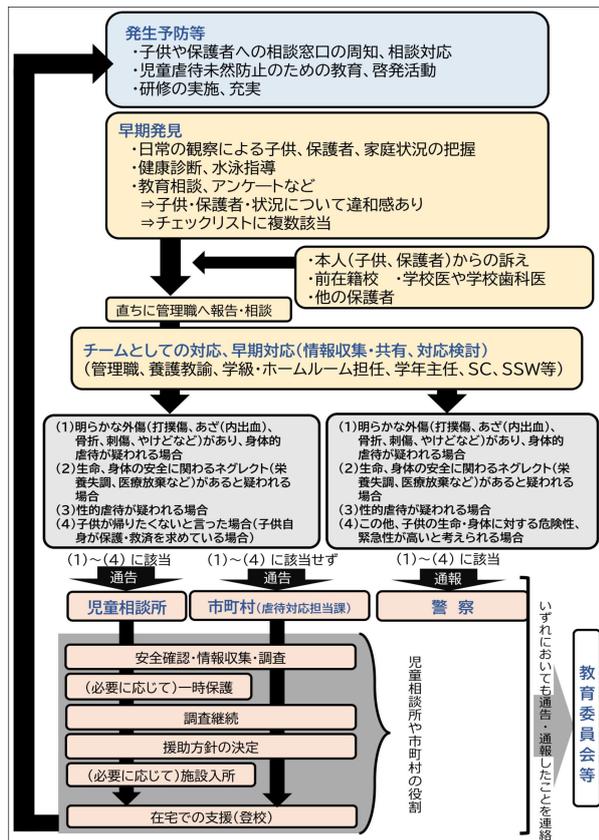


図2 学校における児童虐待対応の流れ（通告まで）  
【出典：文部科学省『生徒指導提要』令和4年<sup>1)</sup>】

## (2) 発生予防等（未然防止）

学校・教職員等は、教育相談体制の充実に努めながら、児童生徒に対しては、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や、24時間子供SOSダイヤル「0120-0-78310（なやみいおう）」等の電話相談、SNSによる相談、SCやSSWを含めた複数の相談窓口を日頃から伝えることが大切である。

保護者に対しては、虐待が児童生徒の現在及び将来に悪影響を及ぼすこと、しつけとは明確に異なり、親権による懲戒権等の行使として正当化されるものではないこと（親権者による体罰の禁止）、子育てに関する相談窓

口などについて周知することが必要である。

また、学校・教職員等は、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月）等を活用した研修を通じて、児童虐待に関する正確な知識と適切な対応の在り方を理解して実践することが必要である。

## (3) 早期発見

学校・教職員等は、児童虐待はどの家庭でも起こり得るとの認識に立ち、児童生徒や保護者の異変を見逃さないことが重要である。

児童生徒が被害を訴えたり、アンケートに記入したりする場合や、健康診断や水泳指導等の場面で児童虐待の発見に至る場合もある。また、生徒指導上の課題で苦慮する児童生徒には、児童虐待を受けた者が含まれている可能性があることに留意する必要がある。その際に、「虐待リスクのチェックリスト」（表2）等を活用したり、SCやSSW、学校医等と情報共有したりすることが早期の発見や対応（通告）につながる。

表2 虐待リスクのチェックリスト（学齢期）

子供の様子	チェック欄	様子や状況例
健康状態		不定愁訴、反復する腰痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよごしたりする。
無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボートとしている、急に気力がなくなる。

【出典：文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』令和2年<sup>2)</sup> ※一部抜粋・改編】

なお、児童虐待防止法第2条第4項では、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという。）により、児童生徒に心理的な外傷を与えることも児童虐待の一つとしている。家庭内にDVがある場合は、児童生徒が心理的虐待を受けているものとして対応すること、直接暴力等の虐待を受けている場合があることにも留意しなければならない。

## (4) チームとしての対応（早期対応）

### ア 情報収集・共有、対応検討

教職員等は、当該児童生徒を発見した場合は一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告・相談し、組織的な対応につなげることが重要

である。

管理職は、学校には通告の義務があること、児童相談所等による専門的な判断や対応が必要なことなどを十分に認識し、校内外において組織的な対応を進めることが重要である。具体的には、担任や学年主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当者、SCやSSW等関係教職員を速やかに集め、情報を収集・共有し、事実関係を整理する。その上で、通告するか否かを速やかに判断し、必要に応じて教育委員会、児童相談所等や警察と連携・協働することとなる。

#### イ 個人情報取扱い

##### (ア) 記録や聴取に係る留意事項

当該児童生徒からの情報収集に際して、外傷等がある場合は、詳細に記録すること（メモや画像等）、発言内容はそのまま時系列に沿って具体的に、事実と伝聞・推量を区別して記録することなどが重要である。

ただし、当該児童生徒等からの詳細な聴取は高度な専門性を要するため児童相談所等が行い、学校・教職員等は、原則として避けるべきとされている。学校・教職員等が初期段階で当該児童生徒に外傷等の理由を聴く場合は誘導的な質問とならないように、「その傷はどうしたの？」など、オープンクエスチョン形式で聴くことが適切である。また、虐待の有無や加害者を特定するような聴き方は避けることが必要である。

##### (イ) 個人情報の適切な取扱い

当該児童生徒について、学校が作成した記録又は取得した情報は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱い、その管理体制を明確にしておくことが大切である。

これらの記録又は情報について、保護者が当該児童生徒に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求を行う場合がある。その場合、開示することにより、当該児童生徒の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、又は権利

利益を侵害するおそれがないかを検討し、該当する場合は所定の手続に則って不開示とすることを検討することが必要である。

#### (5) 通告

##### ア 通告の判断

通告は、学校・教職員等と福祉をつなぎ、当該児童生徒や保護者への社会的支援システムが動き出す重要なものである。通告が遅れることで当該児童生徒の生命や安全が脅かされることがあってはならない。

児童虐待防止法第6条第1項により発見者が児童虐待と思えば十分であること、児童虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることから、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念することで通告をためらってはならず、当該児童生徒の生命や安全を最優先に通告することが重要である（図3）。

- 虐待の確証がなくても通告すること（通告が誤りであっても刑事上・民事上の責任は問われない）
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- 保護者との関係よりも子供の生命や安全を優先すること
- 通告は、法令上の守秘義務違反に当たらないこと（通告者に関する情報について対外的に明かすことはない）

図3 学校が通告を判断するに当たってのポイント

##### イ 通告先

通告は、当該児童生徒の保護緊急性等を考慮し、児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）のいずれかに口頭（電話）又は文書で行うこととなる。通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、市町村（虐待対応担当課）に、重篤と思われる場合は、児童相談所に通告することとなる。その際、通告先（担当者）、通告先からの伝達事項等を記録しておくことも必要である。また、当該児童生徒の生命や身体に対する危険性や緊急性が高いと考えられる場合は、警察にも通報することとなる。通告や通報したことは、教育委員会へ連絡することが必要である。

##### ウ 通告内容

児童相談所等へ通告する際の主な内容は、

次のとおりである（図4）。

- 児童生徒・保護者の名前、年齢等
- 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族に関する情報）
- 外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、児童生徒本人の説明等
- 出席状況（欠席の頻度や長さ、遅刻・早退の状況）
- 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、不自然な点等）
- 特記事項（障害の有無（種類・程度・診断名）、転校歴、支援状況等）

図4 通告時の主な内容（情報）

#### エ 守秘義務と個人情報の取扱い

児童虐待防止法第6条第3項では、通告は、公務員等の守秘義務に優先すること、第7条では、通告を受理した機関は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないこととある。これらを基に、学校・教職員等においては、積極的かつ速やかな通告が求められる。

当該児童生徒の保護者から情報元（虐待を認知するに至った経緯等）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこと、保護者から威圧的な要求や暴力の行使を受けるおそれがある場合は、速やかに教育委員会に連絡し、児童相談所等や警察とも情報共有して対応することが重要である。

### 3 通告後の対応

#### (1) 一時保護時の対応

児童相談所が当該児童生徒の安全を確保する必要があると判断した場合は、児童相談所の一時保護所等に保護されることとなる。期間は原則として2か月以内だが、延長されることもある。

一時保護期間中は、登校できない当該児童生徒の学習機会を確保することも大切である。学校・教職員等は、教育委員会、児童相談所等と連携・協働して支援することが求められる。当該児童生徒が一時保護所等で学習する場合は、一定の要件を満たせば、その日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

#### (2) 一時保護解除後の対応

一時保護解除後、当該児童生徒は、在宅や児童養護施設、里親家庭等において支援を受

けることとなる。

学校・教職員等は、児童相談所等と情報共有すること、特に在宅支援の場合は、当該児童生徒の様子や出席状況等を注意深く見取り、不自然な点があれば、児童相談所等と情報共有して対応することが重要である。

#### (3) 要保護児童等への対応

児童相談所等が通告を受けた後、又は一時保護解除後に継続して当該児童生徒や保護者を支援する必要がある場合は、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該児童生徒や家庭の状況等について、関係者で情報共有することとなる。

学校・教職員等は、個別ケース会議への参加を通じて、当該児童生徒の様子や出席状況等について文書で情報提供することとなる。ただし、理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合や、新たな児童虐待の兆候を把握した場合は、速やかに児童相談所等に情報提供又は通告することが必要である。

## 4 おわりに

児童虐待等の児童生徒の危機に際して、学校・教職員等のみで対応することは限界がある。学校・教職員等が専門家や関係機関と連携・協働することは必要不可欠であり、平時からの備えが、児童生徒への被害を最小限に止めて、児童生徒の生命や安全を守ることにつながる。学校・教職員等においては、専門家や関係機関との連携・協働のための体制構築に努めて、児童生徒の安全・安心な環境づくりに取り組むことが大切である。

－引用・参考文献－

- 1) 文部科学省『生徒指導提要』令和4年
- 2) 文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』令和2年
- 文部科学省『学校現場における虐待防止に関する研修教材』令和2年
- 厚生労働省『令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）』令和4年

（教育相談課 瀬戸口信一）

※ 本資料は、UDフォントを使用しています。

